第十六条の四第一項の表第十七条第二項、第十八条第二項、第二十条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十三条第二項、第三十七条第五号、第三十九条第一項及び第二項、第五十一条、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第七十一号、第六十八条、第七十条第一項、第七十一条、第七十三条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項並びに第七十七条第一項の項	第七十六条第一項	共済会	第七十六
第十六条の四第一項の表第二十条及び第六十一条の項及び第二十三条第二項、第三十二条第一項、第五十三条第四項、第五十四条第二項及び第五十八条第三項の項	共済会	存続共済会	
第十六条の四第一項の表第二十四条の項	共済会	代議員会	代議員会（改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百十一条第一項に規定する都道府県議会議員存続共済会にあつては、総会。以下同じ。）
	給料	標準報酬月額	給付、給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合
第十六条の四第一項の表第二十五条第一号の項	共済会	存続共済会	
第十六条の四第一項の表第二十五条第三号の項	給料	第二十六条第二項第九号	第二十六条第二項第八号
第十六条の四第一項の表第二十五条第十三号、第二十六条第二項第九号、第五十二条第二項、第五十四条の三、第八十六条第二項及び第八十四条第二項の項	法第百五十六条の五ただし書		改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六条の五ただし書
第十六条の四第一項の表第二十六条第二項第一号の項	法第百五十七条		改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十七条
第十六条の四第一項の表第二十六条第二項第二号の項			

第十六条の四第一項の表第二十六条第二項第五号の項	法第百六十七条第四項	共済会	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百六十七条第四項
第十六条の四第一項の表第五十四条の二第一項の項、第六十五条第三項の項	法第百六十六条の四第三項	共済会	存続共済会
第十六条の四第一項の表第六十七条第一項の項	法第百五十六条の四第三項	共済会	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六条の四第三項
第十六条の四第一項の表第六十七条第二項第一号及び第三号の項、第六十七条第三項第三号及び第四号の項	法第百五十六条の四第三項	共済会	存続共済会
第十六条の四第一項の表第六十七条の二の項及び第六十七条の三の項	法第百五十六条の四第三項	共済会	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六条の四第三項
第十六条の四第一項の表第八十三条の項	法第百七十条第三項	共済会	存続共済会
第十六条の五	「障害共済年金」とあり、及び「障害年金」	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の法第百七十条第三項	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六条の四第三項
第十七条	町村議会議員共済会	「障害共済年金」	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十一条第一項第三号に規定する町村議会議員存続共済会
	市議会議員共済会		同項第二号に規定する市議会議員存続共済会